

議案第 3 号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(特別休暇) 第 1 5 条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(14) (略) (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を<u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間 (16)～(21) (略)	(特別休暇) 第 1 5 条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(14) (略) (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間 (16)～(21) (略)